

函館市監査公表第11号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年8月19日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 金澤 浩 幸

函館市監査委員 池亀 睦 子

函 市 民

令和4年(2022年)7月26日

函館市監査委員 様

函館市長 工藤 壽樹



令和3年度(2021年度)包括外部監査の結果に基づく措置の  
通知について

令和4年(2022年)3月30日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、また、当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

令和3年度（2021年度）包括外部監査の結果に基づく措置  
 （特定の事件名 市税及び国民健康保険料，介護保険料（以下「市税等」という。）に  
 関する事務の執行について）

## 1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
市民部 国保年金 課	不納欠損に関する個別調書について 函館市債権管理事務処理要領に記載 されている市長決裁添付書類「不納欠 損に関する個別調書」に未作成のもの があるので，システム化を検討し，滞 納者各人の個別調書を作成する必要が ある。	102	函館市債権管理事務処理要領に沿って，「不 納欠損に関する個別調書」への記載が必要な事 項が出力されるようシステム改修を行います。
市民部 国保年金 課	現年度分保険料の優先徴収について 納付相談時においては，現年度分を 優先的に納付するよう指導しているが， 国民健康保険料の時効は2年のため， 時効完成を避けて不納欠損額を減らす ことによって，本来，市の収入となる べき保険料を少しでも多く徴収するよ う，過年度分を優先して納付するよう 指導する必要がある。	102	国民健康保険料の徴収においては，新たな滞 納の発生を防ぐという考え方にに基づき現年度 を優先して滞納整理を行っているところであ り，昨年，北海道が策定した収納対策事務ガイ ドラインの中でも同様の考え方が示されてお ります。 このことから，過年度分保険料の滞納者に対 しては，現年度分の保険料の納期内納付の指導 徹底を基本としながら，滞納者の生活の維持に 配慮しつつ，滞納者の債務の承認による時効の 更新や分割納付による時効の完成猶予を行い， 債権の時効完成による不納欠損の縮減にも努 めているところであります。

令和3年度（2021年度）包括外部監査の結果に基づく措置  
 （特定の事件名 市税及び国民健康保険料，介護保険料（以下「市税等」という。）に  
 関する事務の執行について）

## 2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
市民部 国保年金 課	<p>預貯金の取引履歴の調査について            国民健康保険料の滞納者への対応については、預貯金の取引履歴調査の強化が重要である。</p> <p>函館市債権管理事務処理要領では「必要に応じ1か月～数ヶ月程度の取引履歴が確認できる明細の交付を受ける。」こととされ、国民健康保険料においては3か月分の取引履歴の明細の交付を受けているが、年一回の株式配当等の入金，年払いの満期返戻金のある損害保険料の出金などから差押対象財産が判明する可能性も考えられることから，取引履歴の入手期間を「1年以上」に変更の検討が望まれる。</p> <p>また，特に悪質な滞納者については深度ある調査の実施が望まれる。</p>	103	<p>現在，滞納者の預貯金債権については，金融機関等の取引履歴について概ね3か月程度分の開示を求め確認しておりますが，年1回の株式配当等の入金などについても将来的に差押対象となり得る財産である場合，システムに記録して，翌年度以降，状況に応じて調査や差押を行っております。1年以上の取引履歴の開示については，今後，対応可能か金融機関と協議してまいりたいと考えております。</p>
市民部 国保年金 課	<p>滞納相談時の状況把握について            滞納額を減らすには「滞納相談時の状況把握」が重要であり，限られた相談時間内でより良い効果を得るため，事前準備に必要な書類を予め郵送もしくは持参してもらうよう検討することが望まれる。</p>	103	<p>現時点においても納付相談の際，来庁者には事前に収入状況がわかる書類などを持参するよう要請しているところであり，引き続き，効率的な納付相談の実施に努めてまいります。</p>
市民部 国保年金 課  財務部 税務室 納税担当  保健福祉部 介護保険課	<p>前納制度等の検討について            不定期収入者については，国民健康保険料のみならず他の税金も滞納するケースが多いので，前納制度等の検討が望まれる。</p>	104	<p>収入が不定期である被保険者に対しては，前納が可能となっております口座振替を推奨するほか，保険料や税の納付専用口座の活用を周知するとともに，保険料の納付義務への理解を深めていただけるよう納付意識の醸成に努めてまいります。</p>